平成30年9月11日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

新しくなった事業承継税制について

平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。
今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充されました。

納税猶予を受けるためには図（中小企業庁のＨＰより）の通り、承継計画の作成をし、都道府県知事の認定を受けてから税務署への申告の手続きといった流れになります。

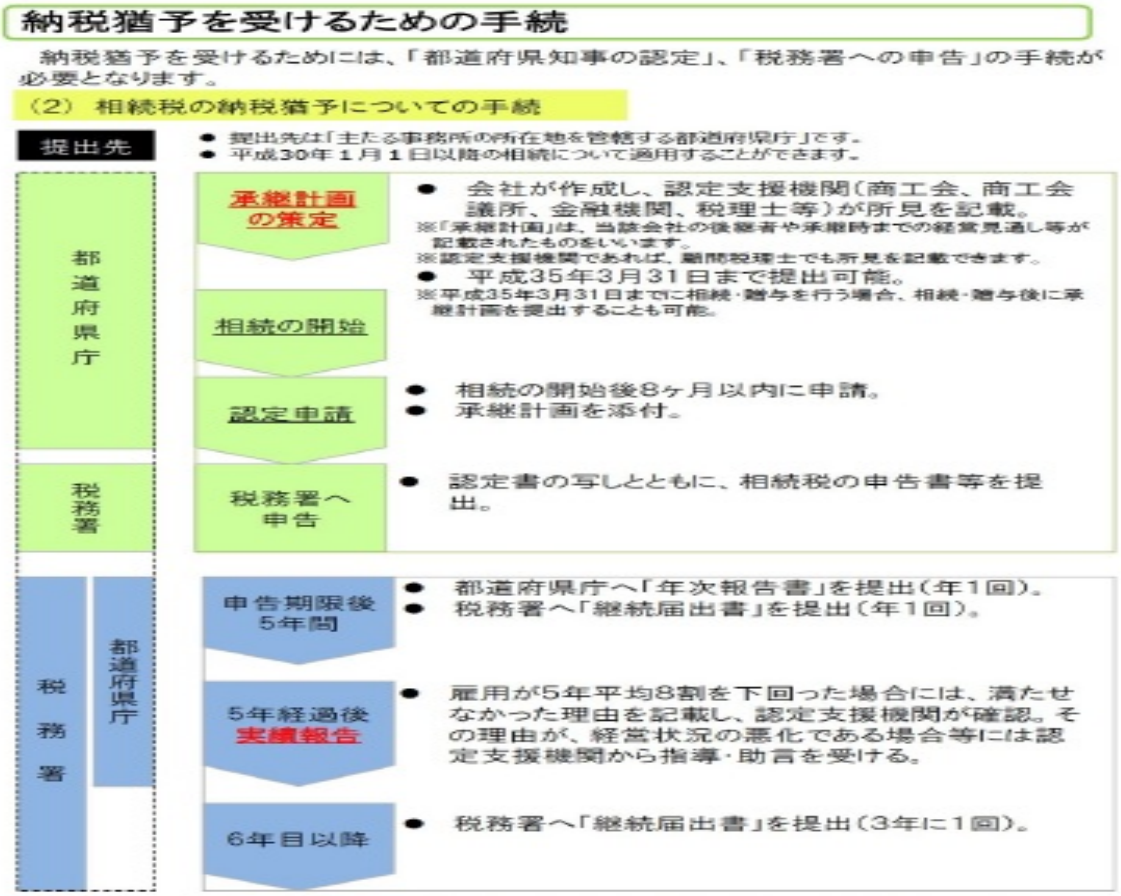

この図は相続税の納税猶予の手続きの流れになります。
ここでのポイントは「相続の開始後8ヶ月以内に申請」とあります。（相続開始後5ヶ月を経過する日以後の期間）認定申請の際に遺言書又は分割協議書の添付が必要ですので8ヶ月以内に分割協議をまとめなければいけません。

この納税猶予を受けるには①対象会社要件②後継者要件③先代経営者・先代経営者以外の株主要件の様々な要件をクリアする必要があります。
しかし、これらの要件を満たしていなくても特例承認計画の提出は可能ですので、中小企業者であればどの会社でも検討・準備の余地はあるかと思います。

（経営支援部第3課　資産税　　岡村麻代）